

# 令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務委託 公募型プロポーサル実施要領

## 1 目的

この要領は、令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務の委託契約について、公募型プロポーサル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務委託

### (2) 業務内容

別添業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

### (4) 提案上限額

2,694,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たすものとする。

- ① 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、山形県の入札参加の制限を受けていないものであること。
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 山形県財務規則（昭和39年3月規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、営業種目区分が「映像制作・広告・宣伝類」に登録されていること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。
- ⑧ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。
- ⑥ その他、山形県県土整備部都市計画課が設置する「令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務委託企画提案選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において不適切と認められたとき。

#### 4 応募書類の提出等に関する事項

公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、次の応募書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
  - ② 事業者概要書（様式第2号）：1部
  - ③ 企画提案書（任意様式、10ページ以内）：8部
  - ④ 類似業務の実績一覧表（様式第3号）：8部
  - ⑤ 企画提案書の電子媒体（ウイルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）：1部
- ※文書ファイル形式はPDFファイルとする。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

- ① 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に「11提出先及び問合せ先」へ持参すること。
- ② 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

「11提出先及び問合せ先」に定める事務担当あてとする。

(4) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）  
令和8年6月30日（火）午後5時
- ② 企画提案書（任意様式）、類似業務の実績一覧表（様式第3号）企画提案書の電子媒体

令和8年7月27日（月）午後5時

(5) 企画提案書の内容

企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容に基づくこととし、以下の項目について記載すること。

① 企画提案内容

記載項目	主な記載内容
ア 全体構成	本県の景観の特徴や魅力、景観が与える効果や影響を分かりやすく伝え、保全する必要性が納得でき、具体的な取組みを促すことができるよう、現状の課題を整理するとともに、冊子の全体構成や基本コンセプトについて提案すること。
イ 活用を促す方法	中学校の「総合的な学習の時間（探求）」における活用を促すための工夫や、景観形成や保全に携わる職業や人物についての理解が深まり関心を持てる内容にするための考え方について提案すること。
ウ デザインコンセプト	中学生をはじめとした幅広い年代にわかりやすい内容、ビジュアル、レイアウトとするための、デザインコンセプト、写真やイラストの使用方針、文章構成等の考え方について提案すること。
エ 活用方法等の提案	ハンドブックのタイトル、配布や活用の方法のほか、事業効果を高める独自の取組みがある場合はその内容について提案すること。
オ 企画・構成内容	ア～エの内容を踏まえ、以下のとおり具体的な構成内容を提案すること。 <b>【ハンドブック（紙媒体・電子媒体）】</b> ・表紙案、冊子のタイトル ・撮影、取材計画（取材場所・内容） ・成果品（紙媒体）の作成方針（大きさ、頁数、部数、紙質） ・台割案（32頁を標準とする） <b>【ハンドブックの概要版パンフレット（電子媒体）】</b> ・概要版内容、案 ※参考（具体的な内容の例） ○景観とは何か 景観を構成する要素、よい景観、好きな理由等 ○山形県の景観の特徴 山形県の景観を構成する山河の構造、歴史、文化、産業や農業の営み等 山形県の優れた景観の紹介 ○景観が人に与える影響・効果 地域のメリット（観光資源としての活用による経済効果） 意義や魅力、効果（居心地の良さ、地域への愛着、充実感ややりがい等） ○景観形成・保全の意義や必要性 県民が、景観保全等の必要性を理解し、納得できる内容 ○景観を形成・保全する県内の取組み紹介 県内で行われている景観形成・保全・活用の取組み（行政・民間） ○景観を守り活用するために私たち県民ができること 個人の取組み（庭づくり、通学路のゴミ拾い、山形の景観の魅力を SNS 等で発信、寄附） 団体・組織での取組み（地域住民、行政、地元民間企業が協力して出来る景観保全の取組） 具体的な取組みを促すような内容 ○景観に携わる人々や職業の紹介 景観形成・保全に携わる職業・人物の紹介 （建築・土木系公務員、建築士、デザイナー、建設会社、まちづくり団体、景観保全団体等）

- ② 業務遂行能力
  - ア 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連絡体制等）
  - イ 実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）
- ③ 積算内容
  - ア 事業費見積書と積算内訳

#### （6）留意事項

- ① 企画提案書の規格はA4版片面印刷を基本とし、縦置き左綴じ、文字横書き 10 ページ以内（表紙・目次を除く）で、ダブルクリップで綴じること。各項下部に通し番号を印字し、白黒、カラー印刷は問わない。（A3折込み可）
- ② 企画提案書は、（5）①から③の順序に記載すること。
- ③ 文章の補完のため、表、写真、イラスト等を使用し、分かりやすく簡潔に記述すること。
- ④ 積算にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

### 5 企画提案に対する評価基準

評価は以下の評価項目により評価を行う。なお、評価項目ごとの配点及び評価の視点については、別紙「企画提案評価基準」のとおりとする。

- ① 企画の内容
- ② 業務の確実性
- ③ 経費の妥当性
- ④ 業務実績

### 6 企画提案書等に関する質問

#### （1）質問方法

提案に関する一切の質問等は、「質問書（様式第4号）」にて原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】令和8年度山形県景観学習ハンドブック作成業務委託」として、「11 提出先及び問合せ先」まで提出すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

#### （2）質問期限

令和8年7月10日（金）午後5時

#### （3）質問等への回答

参加申込書の提出があった全社に対し電子メールにより回答する。ただし、独自提案等に関する質問については、当該質問者のみへの回答とする。

### 7 最優秀提案者の決定方法

#### （1）審査方法・選定方法

- ① 選定審査会において企画提案書を審査し、審査員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。
- ② 評価は、別紙「企画提案評価基準」に基づき、提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより行う。



- |            |                |
|------------|----------------|
| (7) 審査結果通知 | 令和8年8月上旬(別途通知) |
| (8) 見積りの徴取 | 令和8年8月下旬(別途通知) |
| (9) 契約予定日  | 令和8年9月上旬       |

## 10 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (6) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 提出先及び問合せ先」に報告すること。
- (7) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (8) 募集及び契約については、山形県県土整備部都市計画課の都合により中止する場合がある。

## 11 提出先及び問合せ先

山形県県土部整備部都市計画課 都市・景観まちづくり担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号(山形県庁12階)

電 話：023-630-2660 F A X：023-624-4755

メール：ytoshikei#pref.yamagata.jp(送信する際は、「#」の部分を「@」に修正すること。)

## 企画提案評価基準

評価項目		配点	評価基準
①企画の内容		70	
1	企画・構成力	10	・景観に関する理解が深まる提案となっているか ・本県の景観の特徴や魅力が伝わる提案となっているか
2		10	・景観を保全する必要性が理解でき、「自分もやってみたい」と思う提案となっているか
3		5	・景観について考えさせ、気付きを促すような構成の提案となっているか
4	活用のしやすさ	10	・中学校の総合的な学習（探求）の課題として活用しやすい内容の提案となっているか
5		10	・景観形成や保全に携わる職業や人物像を理解でき、携わることについて関心を持てる提案となっているか
6	デザイン・わかりやすさ	10	・中学生をはじめ、幅広い年代に受け入れられる、優れたデザインの提案となっているか
7		10	・写真、イラストを多用し、視覚に訴えるレイアウトの提案となっているか
8	独自提案	5	・ハンドブックのタイトルや印刷形態、配布方法などについて目的に沿った独自性のある提案となっているか
②業務の確実性		10	
9	業務体制等	5	・業務の実施において的確かつ迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか
10	実施スケジュール	5	・合理的で具体的なスケジュールで実現可能なものになっているか
③経費の妥当性		10	
11	経費と内容のバランス	10	・事業の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか ・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか
④業務実績		10	
12	類似業務の実績	10	・類似業務※の受注実績があるか ※国・地方公共団体が発注する本案件と同種（景観若しくは地域（まち）づくりに関するもの）又はそれらに類する発行物作成業務（企画・構成に携わったもので、印刷のみは除き、過去5年間（契約又は業務開始日が令和3年4月1日以降）の実績とする。）
合計		100	